

事 務 連 絡

平成27年2月27日

都道府県

中小企業地域資源活用促進法担当部長 殿

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
に基づく地域産業資源活用事業計画の認定に係る都道府県との情報共
有等について

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（平成19年法律第39号。以下「中小企業地域資源活用促進法」という。）は、平成19年の法施行以来、約14,000にわたる地域産業資源が都道府県知事により指定されており、この地域産業資源を活用した新商品等の開発等を行う「地域産業資源活用事業計画」（以下「事業計画」という。）の認定を1,333件行っているところです。この事業計画の実施に際しては、中小企業地域資源活用促進法第15条の規定により、国及び都道府県が、必要な指導及び助言を行うこととなっています。

今般、平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、国と都道府県とが一層の情報共有や連携の強化を図ることで、全国各地の地域産業資源を活用した中小企業・小規模事業者の事業活動をより一層、促進していくため、事業計画の策定及び実施等に際しては、下記のとおり取り扱うこととしますので、その旨周知いたします。

記

1. 地域産業資源活用事業計画における都道府県との情報共有及び連携の強化

本事業では、都道府県知事が地域産業資源を指定し、その活用を行う事業計画の認定申請において、都道府県知事が、意見を付して国に申請書の送付を行う制度となっています。

国と都道府県のそれぞれの支援施策が相乗効果を発揮し、地域産業資源を活用した新事業展開に取り組む中小企業・小規模事業者にとってより一層効果的なものとなるよう、事業計画の策定段階から認定後の商品開発や販路開拓に至るまで、各段階において国（経済産業局）と都道府県とが積極的に情報共有を図り、両者が連携し

て事業者に対して指導及び助言を行うなどの支援をしていくことが重要であると
考えております。

こうした観点から、具体的な事務手続きとしては、今後、以下のとおりといたし
ますので、ご協力の程、何卒よろしくお願ひいたします。(別紙1「地域産業資源
活用事業計画の認定申請フロー」参照。)

(1) 事業計画相談段階からの都道府県の関与

中小企業・小規模事業者が、地域産業資源を活用した新事業展開に係る事業
計画の策定を行おうとする初期段階から、都道府県に案件形成に主体的に関与
していただけるよう、事業者から最初に相談があった段階で、経済産業局から
関係の都道府県に当該案件の情報提供を積極的に行うとともに、都道府県の支
援施策の活用状況等も踏まえ、当該事業計画策定のための支援（ブラッシュア
ップ）を経済産業局と連携して行っていただく。

(2) 評価委員会への都道府県の出席

事業計画の認定の可否を判断するため経済産業局が設置している「評価委員
会」に、事業計画に関する意見を付して提出を行った都道府県に構成員として
出席を要請し、同委員会において積極的に当該事業計画に対する意見等を述べ、
認定の判断に主体的に関与いただく。また、当該事業計画の認定の可否につい
て、都道府県に事前に連絡を入れた上で、経済産業局が事業者に対して事業計
画の認定を行います。

(3) 認定後のフォローアップへの都道府県の関与

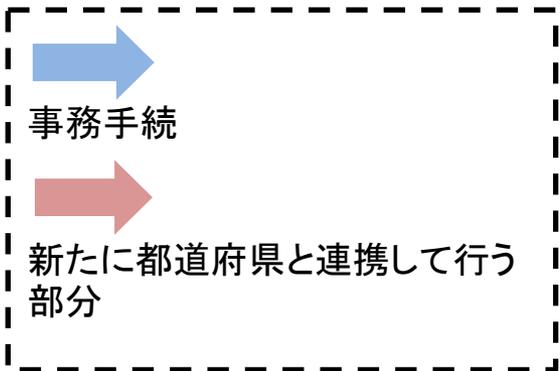
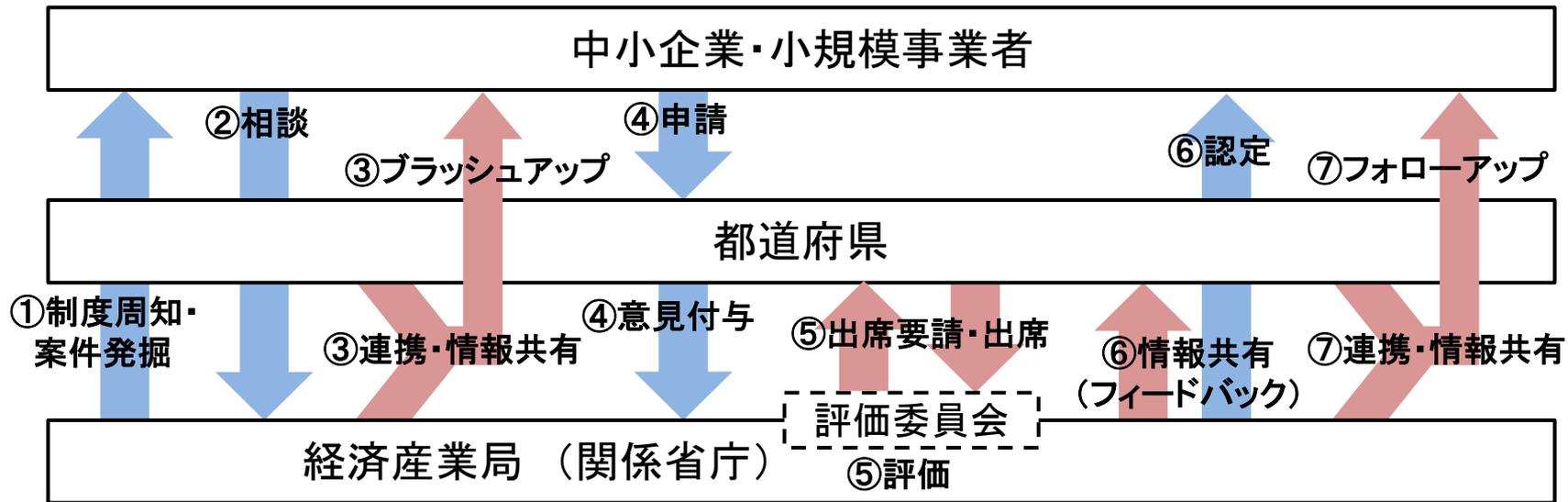
事業計画の認定を受けた事業者が、商品開発や販路開拓など事業計画を具体
化していく段階においても、都道府県の支援施策の実施状況も踏まえつつ、当
該事業計画の事業化に向けたフォローアップを経済産業局と連携して行ってい
ただく。

2. 補助金採択審査に当たっての都道府県の関与

事業計画の認定を受けた事業者が、事業計画を実行していくに際して活用するこ
とができる国の補助金の申請を行った場合の情報提供及び意見聴取については、こ
れまでも実施していましたが、今般、都道府県との連携強化を図るため、国の補助
金に関する支援要件等の公募に関する情報提供を行うとともに、都道府県が自ら支
援を行った事業計画（具体的には、過去から支援を行っており、今後も支援を継続
する予定のもの等。）については、補助金採択審査において、優先的に採択する措
置を講じることといたします。

つきましては、国の補助金公募開始に合わせ、支援要件等について情報提供を行
うとともに、補助金申請者に関する情報提供及び意見聴取と合わせ、都道府県が自
ら支援を行ったその内容について、別紙2により確認させていただくことといたし
ますので、ご協力の程、何卒よろしくお願ひいたします。

地域産業資源活用事業計画の認定申請フロー図



- ①事業の制度を周知・事業計画の案件となるものを発掘。
- ②中小企業・小規模事業者が事業計画について相談。
- ③事業計画策定の初期段階から、都道府県と情報共有を図りつつ、連携して事業者と打合せを行う等により、策定支援(ブラッシュアップ)を行う。
- ④事業計画に都道府県の意見を付して、経済産業局へ申請。
- ⑤事業計画の認定を判断する評価委員会に、都道府県に対し、出席を要請。同委員会において、都道府県は意見を述べ、主体的に関与。
- ⑥申請された事業計画が認定されたかどうかについて、都道府県に対し、事前に連絡を入れた上で経済産業局が事業者に対して、地域産業資源活用事業計画の認定を行う。
- ⑦事業計画の実行に際して、都道府県と情報共有を図りつつ、連携して支援策活用や販路開拓等についてフォローアップする。

平成 年 月 日

(都道府県) 知事 殿

経済産業局長

平成 年度ふるさと名物応援事業補助金（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業）計画書に関する意見及び支援状況について
（照会）

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第6条第1項の規定に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者から、平成 年 月 日付けでふるさと名物応援事業補助金（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業）計画書の提出がありましたので、別添写しを送付します。

当該計画書についてご意見がある場合は、平成 年 月 日までに当局へ提出頂きますようお願いいたします（様式自由）。その際、貴（都道府県）自ら当該事業計画書に係る事業に対し、今後、補助する予定がある場合には、付記してください。

また、当該計画書について交付申請者の決定を行う際の評価の参考とするため、当該事業計画に対して貴（都道府県）の支援実績がある場合は、別紙【回答票】により、あわせて提出をお願いします。

(別紙)

補助金計画書に対する支援実績について

【回答票】

都道府県名：_____

担当部課名：_____

記入者：_____

事業者名		
回答欄 1	①支援内容	a b c d e
	②支援期間	平成_____年度～_____年度（今後の予定も含む）
	③事業名称	
	④支援概要	
回答欄 2	①支援内容	a b c d e
	②支援期間	平成_____年度～_____年度（今後の予定も含む）
	③事業名称	
	④支援概要	
回答欄 3	①支援内容	a b c d e
	②支援期間	平成_____年度～_____年度（今後の予定も含む）
	③事業名称	
	④支援概要	

※次頁の【記載要領】を参照の上、ご記入ください。

※中小企業地域応援ファンドによる支援実績も含みます。

※支援内容が複数ある場合は、回答欄を増やしてご記入ください。

補助金計画書に対する支援実績について

【記載要領】

別添補助金計画書に記載されている事業に対して、これまでに支援を行った実績（3年以内）がある場合又は今後の支援を予定している場合は、その支援内容について【回答票】にご記入ください。

- (1) 貴（都道府県）（産業振興の目的で設立された都道府県の関係機関を含む。）が支援を行った実績がある又は支援を行う予定がある事業者（補助金申請者）名を記載してください。
- (2) 当該支援実績等について、下記【支援内容に関する選択肢】a～e からあてはまるもの1つを選び、①支援内容の記号に○をつけてください。複数の支援実績等がある場合は、回答欄ごとに1つを選んでください。
- (3) ○をつけた支援内容について、②支援期間、③事業名称及び④支援概要を具体的にご記入ください。

【支援内容に関する選択肢】

- a. 事業にかかる経費（商品開発費、販路開拓費等）に対する補助金・助成金
- b. 商品開発、マーケティング等に関する専門家派遣
- c. 展示商談会への出展等ビジネスマッチングの機会提供
- d. 事業活動、設備資金等に対する融資
- e. その他（認定・表彰など a～d に準ずる具体的な支援策）

<記載例>

事業者名	(株)□□□
①支援内容	<input checked="" type="radio"/> a <input type="radio"/> b <input type="radio"/> c <input type="radio"/> d <input type="radio"/> e
②支援期間	平成 <u>26</u> 年度～ <u>28</u> 年度（今後の予定も含む）
③事業名称	〇〇県地域中小企業応援ファンド事業（地域資源活用事業）
④支援概要	〇〇県地域中小企業応援ファンド事業のメニューの一つである地域資源活用事業は、〇〇県において指定された地域産業資源を活用した商品開発や販路開拓までを最長3年間にわたり支援しているものである。 (株)□□□の◇◇（地域産業資源）を活用した商品開発・販路開拓事業を、本事業の支援先として平成26年4月に交付決定しており、平成26～28年度の継続支援案件として支援しているところである。
回答欄 1	

(参考)

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針

(関係部分のみ抜粋)

〔平成27年1月30日〕
閣 議 決 定

(15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平19法39）

- (i) 地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助（地域産業資源活用支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。